

平成 27 年 10 月 日

加古川市長 岡田 康裕 様

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会

委員長 森脇 正

意見書 (案)

地方独立行政法人加古川市民病院機構第 2 期中期目標 (案) について、地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号。以下、「法」という。) 第 25 条第 3 項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第 25 条第 1 項に基づく地方独立行政法人加古川市民病院機構第 2 期中期目標 (案) について、当委員会で慎重に審議した結果、地方独立行政法人加古川市民病院機構 (以下、「法人」という。) が達成すべき業務運営に関する目標が体系的かつわかりやすく整理されていること、また、当委員会の各委員から出された多様な意見についても適切に反映されたものになっていることから、その内容を妥当なものとして認め、別添のとおり定めることが適当です。

なお、当委員会としては、市長が法人に対して第 2 期中期計画の策定を指示するにあたり、第 2 期中期目標 (案) に掲げる各事項について具体的方策を盛り込むとともに、成果指標の可能な限りの数値化を指示されるよう望みます。

以上